

【人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))】 訓練施設等設置経費助成 計画届 ・ 変更届 提出書類一覧表

■ 提出期間： 【計画届】

当該事業を実施しようとする日の1ヶ月前まで

■ 提出期間： 【変更届】

事業の実施前まで

■ 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク

※ 千葉労働局に直接提出する場合は下記の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F

千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室

TEL:043-441-5678

事業所名：

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	必 要 書 類	備 考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(訓練施設設置経費助成))計画(変更)届(建作様式第1号)				
2	職業訓練法人の定款又は規約				
3	構成員内訳表(建作別様式第1号)				
4	受講者を限定せず広く募集していることがわかる書類	ホームページの写し、募集パンフレット等			
5	職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書(建作様式第1号別紙1)				
6	職業訓練施設設置設置等計画内訳書(建作様式第1号別紙2)				
7	平面図等				
8	都道府県知事あての職業訓練認定申請書	新たに認定職業訓練を実施する場合			
9	都道府県知事からの認定通知	既に認定された場合			
10	その他管轄労働局長が必要と認める書類				
受付年月日 年 月 日 書類確認者 HW 局					

【 注意事項 】

■ 各様式裏面の注意事項もご確認ください。

■ 次の事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは計画変更届と変更の内容に係る書類等の提出が必要です。
(提出期間:事業の実施前まで)

① 所要費用見込内訳書に記載された所要費用の総額が当初の計画より20%以上増加する場合

■ 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求めることがあります。

■ 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。

■ 助成対象となった職業訓練施設などについて、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)を準用して算出した年数を経過する日までの間(設備の賃借の場合は助成対象となる期間)は、用途の変更をしないでください。(違反した場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。)

■ 1年(賃借の場合は6ヶ月)ごとに職業訓練施設等使用状況報告書(建作別様式第3号)により報告することが支給条件となります。